

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、9月30日をもって国による緊急事態宣言が解除されてから2か月が経過いたしました。県民や事業者の皆様への感染防止対策への御理解と御協力などによりまして、本県の新規感染者数は、全国と同様、低い水準が続いております。

県におきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国の基本的対処方針を踏まえ、警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安の見直しを行ったところであり、今後は、病床のひっ迫状況をより重視して警戒度を判断するとともに、可能な限り社会経済活動を維持しつつ、遅滞なく必要な措置を講じて参ります。

現在の警戒度は、レベル1の状況にありますが、年末を迎え、社会経済活動が活発化する時期でありますので、県民や事業者の皆様には、改めて、マスクの着用や換気、ゼロ密等の基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、飲食については、「とちまる安心認証店」を御利用いただくようお願い申し上げます。

一方、今後の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の整備につきましては、自宅療養者の治療体制、臨時医療施設の設置を含む入院等の体制、医療人材の確保などを柱とする計画を、本日、国に提出することとしております。本計画を確実に実行し、感染拡大時においても、陽性となった全ての患者が速やかに、かつ継続して必要な医療等を受けられる体制を構築して参ります。

今後とも、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、令和5年に日本で開催予定の主要国首脳会議、いわゆるG7サミットにおける閣僚会合の誘致に、日光市を開催地として立候補することといたしました。世界的に注目度の高い国際会議の開催を契機として、本県の魅力を国内外に発信し、地域の活性化につなげて参りたいと考えております。

今後、日光の自然や歴史などの特色を生かしながら、日光市をはじめとする関係者と連携・協力し、誘致活動に取り組んで参ります。

次に、先月25日にシンガポール大使館及びベトナム大使館、今月4日にタイ大使館を訪問し、にっこりやとちぎ和牛などの高品質で魅力ある農産物や、本県の特色ある観光情報のほか、産業団地等の優れた投資環境についてPRして参りました。駐日大使からは、ホームページやSNSを活用して、母国に向けて本県の魅力を発信することや一層の交流促進を図ることなどをお約束いただきました。

こうした取組の成果として、今月23日には、ベトナム社会主義共和国から、ファム・ミン・チン首相をはじめ政府高官等による訪問団が来県され、阿部議長や関係議員、経済団体等の皆様とお迎えし、会談や昼食会を行い交流を深めたほか、併せて来県されたベトナム企業と県内企業が参加する経済フォーラムを開催し、ベトナムの投資環境について説明を受けるとともに、本県の魅力・実力をPRいたしました。

また、会談に合わせまして、ベトナム側からの提案により、日系企業が多数進出しているビンフック省と覚書を締結し、産業分野に関する

る相互理解を深め、経済交流の促進に努めることといたしました。

チン首相からは、「栃木県との協力関係の発展を歓迎する」との発言をいただくなど、今後のベトナムとの交流拡大について確かな手応えを感じているところであります。

引き続き、とちぎ型大使館外交等を通して、相手国や地域との経済交流等の更なる促進を図って参ります。

次に、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会につきましては、来年1月の冬季大会まで約2か月となり、国体・障スポイヤーの幕開けが目前となりました。冬季大会では、感染防止対策を徹底する観点から、一般観覧者の入場を制限することといたしました。インターネット配信による観戦機会の提供等により大会を盛り上げ、来年10月の本大会の成功につなげて参ります。

また、本大会では、本県選手団の新ユニフォームに再生素材を使用するなど、環境に配慮した大会運営を推進するとともに、来県者を日本一のおもてなしでお迎えできるよう、引き続き、市町や関係機関と連携しながら、開催準備に万全を期して参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例10件、その他の議案12件の計23件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、今後の感染拡大に備えるため、患者受入医療機関における入院病床や自宅療養者への支援体制の確保を図るとともに、介護施設等における感染防止対策を支援するほか、当面する緊要な課題に適切

に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、64億 7,216万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、1兆 1,078億 3,673万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

第2号議案は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図るため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲するため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可申請手数料を定めること等のため、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に係る重要な財産を定めるため、地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定める条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、自動運行補助施設の道路占用料を定めること等のため、栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、栃木県日光だいや川公園の有料公園施設の一部を廃止するため、栃木県都市公園条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、栃木県体育館を廃止するため、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、栃木県宇都宮東警察署の新築移転に伴い、栃木県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、クロスボウの所持許可申請手数料を定めること等のため、栃木県警察関係手数料条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、栃木県監査委員金井弘行氏の任期が来る12月12日に満了いたしますので、その後任として鎌形俊之氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第12号議案は、栃木県収用委員会委員岩見雅代氏及び関根則次氏並びに予備委員貝塚美浩氏の任期が来る12月14日に満了いたしますので、関根則次氏及び貝塚美浩氏を再任し、岩見雅代氏の後任として神原敦子氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第13号議案及び第14号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案は県有財産の譲与について、第16号議案は県有財産の取得について、それぞれ議決を求めるものであります。

第17号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変

更について、議決を求めるものであります。

第18号議案及び第19号議案は、栃木県防災館及びとちぎ青少年センターに係る指定管理者の指定について、それぞれ議決を求めるものであります。

第20号議案は、訴えの提起について議決を求めるものであります。

第21号議案は、地方独立行政法人栃木県立岡本台病院中期目標を定めることについて、第22号議案は地方独立行政法人栃木県立岡本台病院に承継させる権利を定めることについて、それぞれ議決を求めるものであります。

第23号議案は、去る10月15日付けの人事委員会勧告等に基づき、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。